

本学に出願（入学）予定の皆様へ

「こども性暴力防止法」が
令和8年（2026年）12月25日にスタートします。
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が令和8年（2026年）12月25日に施行されます。この法律は児童対象性暴力等の防止等のため、こどもに対して教育・保育などを行う学校や保育所などに性暴力を防ぐための取組を求めるものです。本学では多くの学生が学校や保育所などで実習を行うことから、同法の施行により学校や保育所などに求められる取組や実習生に関する留意点等についてお知らせします。

【学校や保育所などに求められる取組】

日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。

こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。

性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の学校や保育所などが行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習を行うことはできなくなります。
- 実習を行うことができない場合、教育職員免許状（いわゆる教員免許）のほか、当該実習を行うことが必要となる資格等の取得ができなくなります。
- 実習を行うことができない場合、卒業（修了）要件を満たすことができず、卒業（修了）ができない可能性があります。

【出願（入学）に際してのお願い】

上記の内容を十分にご理解いただいたうえで、出願（入学）をご検討ください。

なお、本学では適切な時期に同法に基づく実習生に関する留意点への同意書を、実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出を求めます。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

なお、制度一般に関する質問についてはこども家庭庁にお問い合わせください。

本学の入試及び入学後に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

入試に関すること

入学後に関すること

学部・特別専攻科

大学院

学務部入試課

電話：042-329-7202

学務部学務課

電話：042-329-7173

学務部大学院課

電話：042-329-7314